**ご注意**

●防火部材は、**国土交通大臣認定書、(財) 日本消防設備安全センター性能評定書の仕様に基づき正しく施工してください。**
正しく施工することで、建築物火災時の延焼防止に性能を発揮いたします。
(紙面の都合上、条件の抜粋を表記させて頂いております。)

●**製品ご使用の際は、所轄行政機関にご確認ください。**
建築物により注意事項がある場合があります。
**「確認施工」は標準施工に比べ耐火性能上有利と考えますが、所轄行政機関にご確認の上ご使用ください。**

# Q&A

## 全 般

### Q1. 防火部材は何分の耐火性能が要求されるか?

**A1.** **「国土交通大臣認定」の場合:最大1時間の耐火性能が要求されます。**
当社で取得しております認定工法は全て1時間の耐火性能を有しております。
以前、BCJ評定で運用されていた際には、最大2時間の耐火性能が要求されておりましたが、法改正にともない、現在では建築基準法上の防火区画貫通部に2時間の耐火性能は要求されておりません。

**「(財) 日本消防設備安全センター評定」の場合:**
**①共住区画→1時間の耐火性能が要求されます。**
**②令8区画→2時間の耐火性能が要求されます。(配管の用途は、原則として給排水管です。)**

### Q2. 「工法表示ラベル」及び「消防評定マーク」は、必ず貼る必要があるか?

**A2.** **「国土交通大臣認定」の場合:法規的には貼る必要はありません。**
当社では、検査時の確認を円滑に行うため「工法表示ラベル」を発行しております。
製品に添付されております「工法表示ラベル請求書」に必要事項をご記入頂き、当社までご請求願います。

**「(財)日本消防設備安全センター評定」の場合:**
**法規的に「個別マーク」もしくは「一括マーク」のどちらかを貼る必要があります。**
製品に添付されております「マーク請求書」に必要事項をご記入頂き、当社までご請求願います。

### Q3. 防火工法に関する講習会は行っているか?

**A3.** **現在、当社で講習会は行っておりません。**
法律上は工法表示ラベルに講習会番号を明記する義務はありません。
正しい施工を行うため、当社発行の取扱説明書、認定書、評定書を熟読して頂き、遵守願います。
防火工法に関する講習会は、ケーブル防災評議会 (CFAJ) で開催されておりますので、そちらまでお問い合わせください。

### Q4. 当社の示す標準施工が行えない場合は、どのようにすればよいか?

**A4.** **基本的に認定書、評定書に示される施工要領に基づく施工しか行えません。**
標準施工と異なる場合は、当社もしくは所轄行政機関にご相談のうえ、ご使用ください。

### Q5. ケーブル占積率とは?

**A5.** **次式によって計算されます。**

$$\frac{\text{ケーブル断面積}}{\text{開口部面積}} \times 100\ (\%)$$

(スリーブ工法の場合、内断面積)

●評定、認定上のケーブル占積率に加え、内線規程等の法規に準じた施工を行ってください。

### Q6. 予備開口に、耐火部材が使用できるか?

**A6.** **耐火性能上、防火部材を施工していただくのが良いと考えますが、所轄行政機関にご確認の上ご使用ください。**